

化粧板等からの VOC 放散に関する表示規程

平成20年4月18日制定

2025年9月30日改訂

(一社)日本建材・住宅設備産業協会

本規程は「建材からの VOC 放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項(以下「基本的事項」という)」に基づき作成した。

(目 的)

第1条 この規程は、化粧板等からのトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン(以下これら 4 物質を「対象VOC」という)の放散に関する表示をする制度に必要な事項を定めることにより、消費者に対し安全性及び居住性の優れた内装建材等の供給の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 化粧板等とは、基材に接着剤で化粧材料を貼付したもの、塗料で仕上げたもの及び複数の基材を練り合わせたものいう。

(適用製品)

第3条 適用製品は、原則として居室の内装に用いることを目的とした木質系の化粧板等とする。

(申請資格)

第4条 申請者は、化粧板等を製造、販売又は輸入している者とする。

(審査基準)

第5条 対象VOCの放散に関する基準は「建材からの VOC 放散速度基準」(建材からの VOC 放散速度基準化研究会 平成20年4月1日制定)に基づいて作成した「基本的事項:付則 表 1(2025年1月29日改訂)」に記載された放散速度基準値とする。ただし、平成 18 年度国土交通省補助事業「建材から発散する VOC の情報開示に関する調査研究」および平成 19 年度国土交通省補助事業「設備類から発散する VOC の各種測定法に関する調査研究」(ともに(一社)日本建材・住宅設備産業協会)において調査研究を行った仕様に関しては、仕様に基づく審査を行えるものとする。

2 審査基準への適合については、付則1に定め、申請内容に応じて審査を行うものとする。

(申 請)

第6条 申請方法は、新規又は追加の場合は別紙様式1、2及び3を、変更の場合は別紙様式4、5及び6の申請書を、又、更新の場合は別紙様式7及び8を(一社)日本建材・住宅設備産業協会に提出する。

2 申請書には、次の資料を添付すること。

- 一 前条を充たすことを証する書面
- 二 必要に応じて、当該製品のカタログ、技術資料、写真(カタログに記載ある場合は不要)、工場概要等

(審 査)

第7条 (一社)日本建材・住宅設備産業協会は、「VOC表示審査委員会」を開催して、書類審査を行い、その結果を以って別紙様式3により表示の使用を登録する。

また、審査委員会は、申請者に必要な追加の資料を求めることができる。

(有効期間及び更新)

第8条 登録された製品の有効期間は当該登録の日、または基材、材料、加工方法に変更があったとき、又は当該登録の日から起算して三(新規登録においては二)年を経過した日の属する会計年度の末日のいずれか短い期間までとする。登録は、更新することができる。

2 基材、材料の変更に関して、同等品の追加、削除など軽微な変更の場合には、前項に関わらず有効期間は変更しない。

3 第5条の審査基準が改定された場合には、手続きに相応の時間を要することに鑑みて、経過措置期間を設けることとする。経過措置については、(一社)日本建材・住宅設備産業協会のホームページ等に掲載し、設定した期間が確認できるようにする。

(表 示)

第9条 対象VOCに関する表示は、次の事項を表示しなければならない。

- 一 (一社)日本建材・住宅設備産業協会表示登録
- 二 適合表示
- 三 登録番号

四 製造者等名称

五 製造年月日あるいはロット番号等(本事項は構成材料を確認できる記号を記載する。記号そのものあるいは記載されている場所を明示すれば足りる。)

六 構成材料の問合せ先(注)

(注)問合せ先は、(一社)日本建材・住宅設備産業協会ホームページとし、当該ホームページには各メーカーの問い合わせ先を記載しておく。

(一社)日本建材・住宅設備産業協会表示登録	
放散量区分	4VOC基準適合
登録番号	KV-〇〇〇〇〇〇
製造者等名称	(株)〇〇〇
ロット番号	梱包に表示
問い合わせ先	https://www.kensankyo.org/

表示マーク例

2 表示は、製品毎が望ましいが、工事現場で確認できるのであれば、一包装、一荷口毎でもよい。工事現場に搬入されない製品については、事業者間の取り決めによることとする。

必要に応じ、注意書きとして「他の製品からVOCを吸収する恐れがあるので保管には充分注意する」旨を表示する。

また、表示登録を受けたものは、製品出荷後も表示が不正に使用されないよう注意を払い、周知、徹底を図る。

3 第5条の審査基準が改定された場合、改定後の審査基準に基づく登録であることを識別するために、登録番号に枝番を付与することとする。

(登録を受けた製品に関する品質管理)

第10条 登録書により表示登録を受けた者は、前条に定める表示を行う製品につき、構成材料及び製造方法が前条第1項 5号に定める表記から特定できるよう、記録を出荷後5年間保管しなければならない。

(事実に反する表示)

第11条 表示登録を受けた者は、前条に定める表示を事実に反し、又は誤認を生ずる恐れがある方法で使用してはならない。また、表示から生ずる一切の責任を、(一社)日本建材・住宅設備産業協会は負わない。

2 前項の表示が判明した場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会は、すみやかに登録の抹消、情報提供媒体からの当該製品名等の削除等を行うことができる。また、申請者に対して、原因の究明と改善書の提出を求めることができる。これに従わない場合は、(一社)日本建材・住宅設備産業協会は、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとることができる。

3 (一社)日本建材・住宅設備産業協会は、登録を受けていない製品に本表示が使用されていることが判明した場合、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとる等、本制度の適正な運用に努める。

(情報開示)

第12条 登録製品の登録番号、申請者名、製品名、問合せ先は、(一社)日本建材・住宅設備産業協会のホームページ^{注1}で公表する。本規程についても同ホームページに掲載し、制度の内容を確認できるようにするものとする。

注1: URL は <http://www.kensankyo.org/>

(費用)

第13条 登録及び更新に伴う費用は、付則2に定める。

(室内環境改善努力)

第14条 (一社)日本建材・住宅設備産業協会と申請者は、協力して室内環境改善に向けた製品の供給にさらなる努力を払い、顧客の信頼に応えることとする。

(規程に含まれない事項)

第15条 本規程に定められていない事項については、VOC表示審査委員会において審議を行うものとする。

(規程の改訂)

第16条 本規程の改訂については VOC 表示審査委員会において行うものとし、品質・環境委員会の承認をもって発効し、運営委員会で報告するものとする。また、VOC 表示審査委員会は改訂に伴って改訂前の登録製品について登録の見直し、追加資料の要求等、必要な措置をとることができる。

改訂履歴

年月日	理由	内容
平成24年4月1日	内容の補足追加	(審査基準)第5条 国土交通省補助事業の仕様等に関する記述を追加 (規程に含まれない事項)第15条 本規程に定められていない事項の審議について追加
2019年7月12日	キシレンの放散速度基準値改定に伴う改訂	(審査基準)第5条 基本的事項の放散速度基準値の記載追加 (有効期間及び更新)第8条 第2項、第3項追加(有効期間並びに経過措置期間) (表 示)第9条 第3項追加(識別方法) (規程の改訂)第16条 改訂時の承認フローの変更
2019年10月4日	内容の一部修正	(表 示)第9条 第3項(識別方法)枝番付与期間の削除
2020年4月1日	内容の一部修正	(規程の改訂)第16条 品質保証委員会を品質・環境委員会に変更
2025年9月30日	内容の一部修正	(審査基準)第5条 「基本的事項」の改訂日を追記